第六条第二項	排他的経済水域における科学的根拠	特定大陸棚における科学的根拠
第八条	排他的経済水域における外国人による	外国人による特定大陸棚の定着性種族に係る
第九条	排他的経済水域において、試験研究その他の農林水産省令で定める目的のために	試験研究その他の農林水産省令で定める目的のために特定大陸棚の定着性種族に係る
	排他的経済水域において、外国人以外の者が当該水域において行う	外国人以外の者が行う特定大陸棚の定着性種族に係る
第十条	排他的経済水域において、	特定大陸棚の定着性種族に係る
第十三条第一項	排他的経済水域における	特定大陸棚の定着性種族に係る

2　第一条及び前二条の規定は、大陸棚であって排他的経済水域でない区域の定着性種族に係る漁業、水産動植物の採捕及び探査について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一条の見出し	排他的経済水域における	特定大陸棚の定着性種族に係る
第一条第一項	第三条第二項	第十四条第一項において準用する法第三条第二項
第一条第二項	我が国の排他的経済水域（以下単に「排他的経済水域」という。）において行う	行う大陸棚であって排他的経済水域でない区域（以下「特定大陸棚」という。）の定着性種族に係る
第三条	第六条第一項	第十四条第一項において準用する法第六条第一項
前条	排他的経済水域（法第四条第一項に規定する禁止海域	特定大陸棚（法第十四条第一項において準用する法第四条第一項に規定する禁止区域
	排他的経済水域における外国人による	外国人による特定大陸棚の定着性種族に係る

附　則

この政令は、平成二十六年十月一日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
農林水産大臣　西川　公也
国土交通大臣　太田　昭宏

省　令

○法務省令第二十六号

司法試験法（昭和二十四年法律第百四十号）第三条第三項の規定に基づき、司法試験法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年九年十二日

法務大臣　馬場みどり

司法試験法施行規則の一部を改正する省令

司法試験法施行規則（平成十七年法務省令第八十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「短答式による筆記試験の民事系科目及び」を削る。

附　則

この省令は、司法試験法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十二号）の施行の日（平成二十六年十月一日）から施行する。

○経済産業省令第四十五号

航空機工業振興法（昭和三十三年法律第百五十号）第五条第二号の規定に基づき、航空機工業振興法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年九月十二日

経済産業大臣　小渕　優子

航空機工業振興法施行規則の一部を改正する省令

航空機工業振興法施行規則（昭和六十一年通商産業省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第五条に次の二号を加える。

四　法第八条第一号の納付金を原資として指定開発促進機関が交付する利子補給金の交付の対象とされた大型民間輸送機開発事業に係る国際共同開発　百パーセント

五　法第八条第一号の納付金を原資として指定開発促進機関が交付する利子補給金の交付の対象とされた次世代大型民間輸送機用エンジン開発事業に係る国際共同開発　百パーセント

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○環境省令第二十六号

不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第七条第二項並びに船舶登記令（平成十七年政令第十一号）第十三条第二項及び第二十七条第二項の規定に基づき、環境省所管の不動産の登記並びに船舶の登記及び登録の嘱託に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年九月十二日

環境大臣　望月　義夫

環境省所管の不動産の登記並びに船舶の登記及び登録の嘱託に関する省令の一部を改正する省令

環境省所管の不動産の登記並びに船舶の登記及び登録の嘱託に関する省令（平成十二年総理府令第九十六号）の一部を次のように改正する。

「地方環境事務所長」を「地方環境事務所長　保全統括官（東北地方環境事務所に置かれる者であって、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）に基づく措置に関する事務を行う場合に限る。）」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。